

## 富田浜老人保健施設 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人富田浜病院が開設する富田浜老人保健施設において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)(以下「当事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 富田浜老人保健施設 通所リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 平成10年7月3日

- (3) 所在地 三重県四日市市富田浜町26番14号
- (4) 電話番号 059-365-0066 FAX番号 059-365-0412
- (5) 管理者名 山本 秀樹
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2450280066)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 施設長 1人
- (2) 医師 2人以上
- (3) 副施設長 1人
- (4) 看護職員 2人以上
- (5) 介護職員 12人以上
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
  - ・理学療法士 1人以上
  - ・作業療法士 1人以上
  - ・言語聴覚士 1人以上
- (7) 管理栄養士 1人以上
- (8) 事務員 2人以上
- (10) 運転手 2人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長・副施設長は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (7) 事務員は、庶務および会計事務ならびに施設内諸設備の保守管理に従事する。
- (8) 運転手は、利用者の送迎ならびに乗降介助に従事する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 木曜日、12月31日から1月3日を除く、毎週月曜日から土曜日の5日間を営業日とする。
- (2) 祝祭日による連休の際は、随時営業日とする。
- (3) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 当事業所の利用定員は、通所リハビリテーションの利用人数と、介護予防通所リハビリテーションの利用人数を合わせて50人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の内容は次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりにする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

四日市市市および三重郡朝日町、川越町

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 15 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙は禁止とする。
- ・ 火気の取扱いは禁止とする。
- ・ 設備・備品の利用は、当事業所の指示によるものとする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、当事業所の指示によるものとする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、当事業所は行わないものとする。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は禁止とする。
- ・ 宗教活動は禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、併設病院の管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 19 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 20 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 21 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人富田浜病院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 23 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回検便を行わなければならない。

- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人富田浜病院の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

# 富田浜老人保健施設

## 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

### 重要事項説明書

#### 1. 施設の概要

##### (1) 施設の名称等

- ・施設名 富田浜介護老人保健施設  
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- ・開設年月日 平成10年7月3日 通所リハビリテーション  
平成18年4月1日 介護予防通所リハビリテーション
- ・所在地 三重県四日市市富田浜町26番地14号
- ・電話番号 059-365-0066
- ・ファックス番号 059-365-0412
  
- ・管理者名 施設長 山本 秀樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2450280066)

##### (2) 富田浜老人保健施設

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の目的と運営方針

###### 〔概要〕

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)については、要介護者(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

###### 〔目的〕

通所リハビリテーションは、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な日常生活上のお世話などの介護保健通所サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう援助する施設です。

###### 〔運営方針〕

明るく家庭的な雰囲気の中、利用者の心身の特性に応じた看護、介護ケア及び機能訓練等のサービスを適切に提供するように努める。また、地域と家庭との連携を重視した運営に心掛け、生きがいをもって在宅生活を営むことができるよう努める。

### (3) 施設の職員体制

#### 老健通所の職員数及び体制

	常勤	非常勤	総数	業務内容
医師	1	1	1.1	健康管理及び療養上の指導
看護職員	0	2	1.8	療養上の世話、日常生活上の看護
介護職員	8	5	11.6	日常生活上の介護
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	5	6	8.6	リハビリテーション及び個別指導
管理栄養士 栄養士	2	0	2.0	栄養指導、食事の管理
事務員	1	3	1.6	保険請求、庶務等一般事務
運転手	0	3	1.5	送迎

※医師、管理栄養士、事務員に関しては当施設の全体人員数。総数は常勤換算数とする。  
勤務体制：日勤者のみ

### (4) 老健通所利用定員 50名/日

#### 2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 送迎サービス（乗車定員の都合上、送迎できない場合があります）
- ③ 血圧、体温、脈拍チェックサービス
- ④ 入浴サービス
- ⑤ 昼食・おやつサービス
- ⑥ 栄養ケアマネジメント・口腔機能向上
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ リハビリマネジメント計画の立案
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 医学的管理・看護
- ⑪ 介護サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ 理美容サービス（別途希望時）

#### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしています。

協力医療機関（併設病院）	名 称	医療法人 富田浜病院
	住 所	三重県四日市市富田浜町26-14

#### 4. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用契約書」へご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 5. 施設利用に当たっての禁止事項と留意事項

- ① 面会は指定を受けた時間をお願いします。
- ② 外出は施設長の許可が必要です。
- ③ 飲酒、喫煙は禁止します。
- ④ 火気の取扱いは禁止します。
- ⑤ 設備、備品の利用は施設長の許可が必要です。
- ⑥ 備品等の持ち込みは施設長の許可が必要です。
- ⑦ 金銭、貴重品その他私物の管理はご利用者ご自身をお願いします。
- ⑧ ペットの持ち込みは禁止します。
- ⑨ 職員への中元・歳暮等の贈答品は受け取りません。
- ⑩ 飲食物の持ち込みは禁止します。
- ⑪ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ⑫ サービス提供時間内の診療機関の受診はできません。

※上記の禁止・留意事項に反する利用者に対しては、その場で注意させていただきます。

また、上記の事項を守れないと判断した場合は利用契約書第5条を適用し利用の解除を行います。

#### 6. 非常災害対策

- ① 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常口、非常階段
- ② 防災訓練 年2回

#### 7. 事故発生時の施設の対応

##### (1) 利用者・家族への対応

##### ① 施設内での事故対応

施設内で事故が発生した場合、直ちに利用者の状態を確認し、身体状態によっては現場職員が可能な限り緊急処置を行います。同時にその他の現場職員が施設担当医師に連絡し、施設担当医師により処置を施していただきます。施設で対応できないと判断した場合は、協力医療機関の富田浜病院、もしくは救急車を依頼し希望の医療機関に移送し受診していただきます。

##### ② 施設外での事故対応

施設外で発生した事故（施設行事で外出した際に発生した事故、施設送迎時に発生した交通事故、自宅内で介護中に発生した事故等）の場合、まず、現場職員が利用者の身体状態を確認し、施設責任者に連絡し指示を得ます。緊急を要する場合、身体状態によっては直ちに救急車を依頼し到着を待ちます。その間、現場職員が心肺蘇生等の救命処置を施す場合があります。緊急を要しないと判断された場合、自宅にて療養していただくか、施設車両で、協力医療機関の富田浜病院に移送、もしくは希望の医療機関に移送し受診していただくこともあります。

##### ③ 責任者への報告

基本的に介護事故が発生したらすぐに責任者へ報告します。（場合によっては事後報告となる場合があります。）

- ④ 家族への説明  
介護事故発生後、責任者が速やかに家族に説明します。その際、誠意を持って説明し、家族の申し出についても誠実に対応します。
- ⑤ 利用者・家族への損害賠償  
当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償します。
- ⑥ 事故記録と報告  
事故の対応が一通り完了した後、出来るだけ早く事故報告書を作成します。しかし、事故の度合いにより作成しないケースもあります。

(2) 行政機関への報告

重大な介護事故の場合、速やかに四日市市へ報告します。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者  
副施設長 宿里 至
- 苦情受付担当者  
課長 坂上 達也 (本体施設・サテライト)
- 受付時間 月曜日から土曜日 8時30分～17時30分  
(木曜日、日曜日、祝祭日、年末年始休みを除く)
- 電話受付 059-365-0066 (本体施設・サテライト)
- E-mail [rouken@tomidahama.jp](mailto:rouken@tomidahama.jp)

当施設には相談窓口として支援相談員及び介護支援専門員が勤務していますので、要望や苦情など、速やかに対応いたします。そのほか、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」がありますのでご利用ください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

四日市市役所 介護高齢福祉課	所在地 四日市市諏訪町1-5 電話番号 059-354-8190 FAX 059-359-0288
国民健康保険団体連合会	所在地 津市栄町3丁目143-1 電話番号 059-213-6500 FAX 059-222-4166
三重県社会福祉協議会	所在地 津市桜橋2丁目131 電話番号 059-227-5145 FAX 059-227-6618

# 富田浜老人保健施設

## 通所リハビリテーション（通所予防リハビリテーション）について

### 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 2. 事業実施地域及び営業時間

#### (1) 通常の事業の主な実施地域

四日市市富田・富州原・大矢知・羽津・八郷・下野・海蔵・橋北地区・三重郡朝日町、川越町 その他

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日： 木曜日、日曜日、12月31日～1月3日を除く

毎週月曜日から土曜日の5日間

営業時間： 午前8時30分から午後5時30分まで

※連休の祝祭日は営業する場合があります

### 3. 利用料金

#### (1) 介護報酬告示額の国の定めた負担割合

地域区分の見直しにより四日市市は、6級地となります。

1単位 10,33円

## 要介護

### ① 通常規模型通所リハビリテーション費

	1時間以上 ～ 2時間未満	2時間以上 ～ 3時間未満	3時間以上 ～ 4時間未満	4時間以上 ～ 5時間未満	5時間以上 ～ 6時間未満	6時間以上 ～ 7時間未満	7時間以上 ～ 8時間未満
要介護1	369 単位/日	383 単位/日	486 単位/日	553 単位/日	622 単位/日	715 単位/日	762 単位/日
要介護2	398 単位/日	439 単位/日	565 単位/日	642 単位/日	738 単位/日	850 単位/日	903 単位/日
要介護3	429 単位/日	498 単位/日	643 単位/日	730 単位/日	852 単位/日	981 単位/日	1,046 単位/日
要介護4	458 単位/日	555 単位/日	743 単位/日	844 単位/日	987 単位/日	1,137 単位/日	1,215 単位/日
要介護5	491 単位/日	612 単位/日	842 単位/日	957 単位/日	1,120 単位/日	1,290 単位/日	1,379 単位/日

② 大規模型通所リハビリテーション費 大規模型（Ⅰ）

	1時間以上 ～ 2時間未満	2時間以上 ～ 3時間未満	3時間以上 ～ 4時間未満	4時間以上 ～ 5時間未満	5時間以上 ～ 6時間未満	6時間以上 ～ 7時間未満	7時間以上 ～ 8時間未満
要介護1	357 単位/日	372 単位/日	470 単位/日	525 単位/日	584 単位/日	675 単位/日	714 単位/日
要介護2	388 単位/日	427 単位/日	547 単位/日	611 単位/日	692 単位/日	802 単位/日	847 単位/日
要介護3	415 単位/日	482 単位/日	623 単位/日	696 単位/日	800 単位/日	926 単位/日	983 単位/日
要介護4	445 単位/日	536 単位/日	719 単位/日	805 単位/日	929 単位/日	1,077 単位/日	1,140 単位/日
要介護5	475 単位/日	591 単位/日	816 単位/日	912 単位/日	1,053 単位/日	1,224 単位/日	1,300 単位/日

※施設基準により①通常規模型か②大規模型（Ⅰ）かのどちらかになります。

③リハビリテーション提供体制加算

3時間以上4時間未満	12単位/日
4時間以上5時間未満	16単位/日
5時間以上6時間未満	20単位/日
6時間以上7時間未満	24単位/日
7時間以上	28単位/日

④入浴介助加算（Ⅰ）

40単位/回

入浴介助加算（Ⅱ）

60単位/回

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

⑤リハビリテーションマネジメント加算 イ

560単位/月（開始日から6月以内）

240単位/月（開始日から6月超）

リハビリテーションマネジメント加算 ロ

593単位/月（開始日から6月以内）

273単位/月（開始日から6月超）

リハビリテーションマネジメント加算 ハ

793単位/月（開始日から6月以内）

473単位/月（開始日から6月超）

※事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合

270単位/月（上記に加えて）

⑥短期集中個別リハビリテーション実施加算

110単位/回

⑦認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

240単位/日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）

1,920単位/月

⑧生活行為向上リハビリテーションマネジメント加算

1,250単位/月（開始日から6月以内）

⑨若年性認知症利用者受入加算

60単位/日

⑩栄養アセスメント加算

50単位/月

⑪栄養改善加算

200単位/回（月2回まで）

⑫口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

20単位/回（6月に1回まで）

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

5単位/回（6月に1回まで）

⑬口腔機能向上加算（Ⅰ）

150単位/回（月2回まで）

口腔機能向上加算（Ⅱ）イ

155単位/回（月2回まで）

口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ

160単位/回（月2回まで）

⑭重度療養管理加算（厚生労働大臣が定める利用者）	100単位/日
⑮中重度者ケア体制加算	20単位/日
⑯科学的介護推進体制加算	40単位/月
⑰送迎減算（事業所が送迎を行わない場合）	-47単位/回（片道）
⑱退院時共同指導加算	600単位/回
⑲移行支援加算	12単位/日
⑳サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日
㉑時間延長（8時間以上9時間未満）	50単位/日
時間延長（9時間以上10時間未満）	100単位/日
㉒介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（①～㉑まで算定した単位）	×0.086単位/月

※利用料金は、国の定めた負担割合が本人負担になりますので  
 { (①又は②～㉒での算定単位) × 10.33 } 円 に負担割合を乗じた金額となります。

## 要支援

①介護予防通所リハビリテーション費	
要支援1	2,268単位/月
要支援2	4,228単位/月
②生活行為向上リハビリテーション実施加算	562単位/月（開始日から6月以内）
③若年性認知症利用者受入加算	240単位/月
④栄養アセスメント加算	50単位/月
⑤栄養改善加算	200単位/月
⑥口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20単位/回（6月に1回まで）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位/回（6月に1回まで）
⑦口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位/月（月2回まで）
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位/月（月2回まで）
⑧一体的サービス提供加算	480単位/月
⑨科学的介護推進体制加算	40単位/月
⑩サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 88単位/月
	要支援2 176単位/月
⑪介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（①～⑩まで算定した単位）	×0.086単位/月

※利用料金は、国の定めた負担割合が本人負担になりますので  
 { (①～⑪間での算定単位) × 10.33 } 円 に負担割合を乗じた金額となります。

### (2) 介護報酬告示額以外の料金

- |            |      |
|------------|------|
| ① 食費（食材料費） | 750円 |
|------------|------|
- ※原則として食堂でおとりいただきます。なお、通所リハビリテーション利用時間によっては、食事の提供ができないことがあります。
- |             |           |
|-------------|-----------|
| ② 理美容代（希望時） | 2,500円 程度 |
|-------------|-----------|

### 4. 支払い方法

現金、銀行振込、銀行引落しの支払い方法があります。通所契約時にお選びください。  
 なお、ご利用途中での変更も可能です。

